

第2期タブレットパソコン（2025年度以降）

教育用パソコンの貸与について

新宿区教育委員会では、子どもたちが他者と学び合いながら自分に合った学び方を見つけ、力を伸ばしていくことができるよう区立小・中・特別支援学校に通うお子さん全員に1人1台の教育用パソコンを貸与しております。つきましては、下記の内容をご確認のうえ、ご家庭での教育用パソコンの有効活用に向けて、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 貸与する教育用パソコン<第2期>

- ①教育用パソコン（Dynabook K70）
- ②キーボード
- ③充電アダプタ
- ④タッチペン
- ⑤タッチペン充電用ケーブル（USB変換ケーブル typeA-C）
- ⑥液晶フィルム（貼付済み）
- ⑦SIMカード（装着済み）



キーボード内に保管

2 利用する主なクラウドサービス

- ①Microsoft365（Word、Excel、PowerPoint、OneDrive、SharePoint など）
- ②まなびポケット
- ③ミライシード（オクリンク、オクリンクプラス、ムーブノート、ドリルパークなど）
- ④スカイメニュークラウド

3 留意事項

- (1) 「保護者の皆様へ 貸与された教育用パソコンを使う時のお願い」をご覧ください。
- (2) 別紙「教育用パソコンの貸与に係る重要事項説明書」「教育用パソコンの貸与に伴う個人情報の利用と保護について」をご確認いただき、「教育用パソコンの利用に関する同意書（フォーム）」に返信をお願いいたします。 ※ 教育用パソコンの貸出は、同意書の提出後になります。

同意書フォームの URL

スマートフォンやタブレットから以下の URL にアクセスし、必要事項を入力の上、返信をお願いいたします。

URL	https://forms.office.com/r/z0SiiW8yvZ
-----	---



この QR コードからもアクセスすることができます。

- (3) インターネットを利用する際は、新宿区教育委員会作成「ココロにマナーと約束を。正しく使おうスマホ・タブレット」（新宿区教育委員会作成）等を参考に、ご家庭でのルールについてお子様と話し合うようお願いいたします。

保護者の皆様へ 貸与された教育用パソコンを使うときのお願い

1 教育用パソコン（本体）

- ◎ 教育用パソコンと付属品は新宿区から貸し出されているものです。卒業や転出するときは必ず学校へ返してください。
- ◎ 学年が上がる時は、同じ教育用パソコンと付属品を持ち上がりで使用します。
- ◎ ログインのための ID とパスワードは子ども自身が管理します。

2 持ち帰り、ご家庭での学習

- ◎ 教育用パソコンは家庭で使うこともあります。個別に最適化された学習を進めるため、デジタルドリルを使用することができます。その他、学校から協働学習支援ツールで課題が出されることもあります。
- ◎ 家庭へ持ち帰った際は、教育用パソコンの充電のご協力をお願いいたします。
- ◎ 健康面を考慮し、例えば 30 分間使用したら目を休める、画面から 30 cm 以上離して使用するなど、家庭での使用の仕方についてお子様と十分に話し合ってくださいようお願いします。
- ◎ ご家庭ではインターネット利用の約束をお子様と確認するようご協力をお願いします。

3 教育用パソコンを破損または、紛失したとき

- ◎ 卒業や転出で学校へ返した教育用パソコンと付属品は、翌年に新入生などに引き継ぎ、利用します。そのため、教育用パソコンと付属品は、丁寧に扱うようご家庭でも言葉がけをお願いします。
- ◎ 教育用パソコンと付属品を、破損または紛失した場合は速やかに学校に連絡してください。
- ◎ 教育用パソコンは保険に加入していますが、故意による破損または紛失があった場合は、修理費用を弁償していただくことがありますのでご注意ください。

4 教育用パソコンの仕様

- ◎ アプリは個人でインストールすることはできないように区で一括管理しています。
- ◎ インターネットへの接続についてはフィルタリングを設定し、SNS や有害なサイトへ接続できないようにしています。
- ◎ 教育用パソコンは、学校の Wi-Fi 及び内蔵 SIM カードによる LTE 通信に対応しています。ご家庭の Wi-Fi への接続はできませんのでご了承ください。
- ◎ メンテナンス等により一時的にサイトに繋がらない状況になることがありますのでご了承ください。

機器不具合や紛失・盗難時等、何かお困りの場合は、担任へご連絡ください。

自宅使用中で操作が分からない等の場合について

サポートデスク 0120-558-146（平日 8:00～19:00）または 24 時間受付 Web フォーム <https://diasupport.notice.ntt-east.co.jp>【ログイン ID : 0120558146】をご活用ください。
※即日回答できない場合があります。ご了承ください。

第2期タブレットパソコン（2025年度以降）※2025年5月12日改正

貸与品について

1	タブレットパソコン	◇ダイナブック K70/HX（SIM カード装填済）
2	キーボード	※ペン収納
3	充電アダプター	◇AC アダプター（丸型 L 字プラグ）
4	液晶保護フィルム （貼り付け済）	◇もしもの落下時の画面破損、破損時のガラスの飛び散りを防止。 ◇画面が発する光の中の青い部分「ブルーライト」を約 40%カット。 <u>はがれ</u> ◆配布後、液晶保護フィルムをはがした際は <u>家庭で代用品を用意し、貼り付けてください</u> 。故障、破損等でタブレットパソコン一式を交換する際は、家庭で用意し、貼り付けた液晶保護フィルムは返却できません。 代用品（参照）◆製品名：ZES-DY K70 専用（Windows10.1 インテ専用）
5	ペン	ペン先 ◆ペン先が折れた際は、担任へお伝えください。学校で交換します。 名前 ◆貸与品であり、故障、破損で交換する場合がありますので、名前を直接ペンに書かないでください。 ネームシール ◆ペンはキーボード内に収納するので、個人でネームシール等は貼らないでください。ペンが収納穴から取り出せなくなり、故障の原因につながります。
6	ペン用充電ケーブル	◇USB 変換ケーブル（タイプ A-タイプ C）でペンとタブレットパソコンを接続して充電。1 分で 8 時間使用可

故障、破損で交換の際は、上記 6 点セットでの対応となります。

ID とパスワード

タブレットパソコンの使用始めに「その他のユーザー」で ID とパスワードを入力すると、自動的に初期設定が行われます。設定完了後は、パスワード入力のみでログインできます。

パスワード変更不可

パスワードは、タブレットパソコンの管理上、変更しないでください。不具合発生時の対応ができなくなります。

色設定等変更不可

児童にお渡ししているタブレットパソコンは、学習のための新宿区貸与品です。児童の目の健康を配慮した、デスクトップ背景画像や色などの設定をしていますので、個人の好みで変更はしないでください。

データ保存場所

紛失や不具合で、タブレットパソコンを交換した際、ディスプレイ画面上に保存したデータ、ローカルドライブの「ドキュメント」「ピクチャ」フォルダ内データは反映されません。日頃から OneDrive へ保存・移動しておけば、交換したタブレットパソコンの OneDrive からデータを開くことができます。

2025年5月12日付で、紛失・盗難時の対応が変更になりました。保護者から学校へ下記の④または⑤の書類提出がないと、代替品をお渡しすることができません。お子さんの学習のためにも、紛失が疑われる時は早急に担任へお知らせください。

紛失時

第2期教育用端末は、物品を問わず、保護者は警察に「遺失物届」または「盗難届」を提出する必要があります。④「**受理日と受理番号が分かる写し**」を学校へ提出してください。

家や学校で紛失が明らかな場合

保護者が⑤「**遺失物届・盗難届を提出できない理由書**」を記入して学校へ提出してください。（児童の記入は受け付けられません）

④ 差し替え

本重要事項説明書では、貸与された教育用パソコンについての重要な事項について記載しています。お子さんに貸与された教育用パソコンを利用する前に記載の内容を確認し、教育用パソコンの取り扱いについて、十分ご留意いただきますようお願いいたします。

1 教育用パソコンの利用者と貸与する期間

- ・ 教育用パソコンの利用者は、新宿区立学校に在学する児童及び生徒です。
- ・ 教育用パソコンの貸与期間は、新宿区立学校に在学する期間です。

2 教育用パソコンの利用の目的

教育用パソコンは以下の事項のために利用することを目的としています。

- ・ 学校での学習
- ・ 学校から提示された課題等の家庭学習
- ・ 利用者の学習機会の保障に資すること
- ・ 教育委員会の整備するクラウドサービス、学校ホームページ等を通じて学校との連絡を行うこと
- ・ 翻訳用ウェブサイトの利用や振り仮名の付与、認証方法の変更等、教育委員会が認める範囲の教育用パソコンの設定変更を行うこと
- ・ 教育育委員会が設置する教育用パソコンを活用した相談窓口への相談
- ・ 学校が実施する心身の健康状況に関するアンケートへの回答
- ・ その他、新宿区教育委員会が認める目的のために活用すること

3 教育用パソコンの利用の制限

- ・ 教育用パソコンは学校での学習で利用するため、メール、SNS や動画サイト等へのアクセスを制限しています。また、インターネットの利用時間を小学生は午前 6 時から午後 10 時、中学生は午前 6 時から午後 11 時に制限しています。
- ・ 長時間利用など不適切な利用がある場合、利用状況を確認し、制限設定を行う場合があります。

4 教育用パソコンの禁止事項

教育用パソコンを利用するときは、以下のことを禁止事項とします。

- ・ 「教育用パソコンの利用の目的」に記載されている以外で利用すること
- ・ 他者への転貸や売却又は譲渡すること
- ・ 利用に必要なユーザ ID 及びパスワードを第三者に漏洩すること。また、第三者のユーザ ID 及びパスワードを用いて利用すること
- ・ システムファイルなど利用が許可されていない資源にアクセスすること
- ・ 不当にハードウェアやソフトウェアの設定を変更すること
- ・ 個人的なメールアドレス、クラウドサービス用アカウント等の使用すること
- ・ 個人の住所や電話番号等、個人情報の入力をする
- ・ 学校から指示又は承認されていないファイルのダウンロード、ソフトウェア及びアプリのインストール及びアンインストールをすること
- ・ 学習上必要のないウェブサイトを開覧すること

- ・ アプリ内課金及びインターネット上での金融決済をすること
- ・ 他人の気持ちを害するような書き込みや表現をクラウドサービス等インターネット上で行うこと
- ・ 内蔵 SIM カードを抜去すること
- ・ 教育用パソコンを利用者又は保護者が家庭において契約しているインターネット回線や公衆無線 LAN 等の第三者のネットワーク回線に接続すること。ただし、教育委員会又は学校が認めた場合は、この限りではありません
- ・ 教育用パソコンに利用者の所有するパソコン等の電子機器等を接続すること。ただし、「教育用パソコンの利用の目的」に照らし、教育委員会又は学校が認めた場合は、この限りではありません
- ・ 不適切な姿勢での利用、長時間にわたる液晶画面の注視、深夜時間帯の利用等、心身の健全な育成に影響を及ぼす恐れのあること
- ・ その他情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断されること

5 教育用パソコンの返却

- ・ 貸与された教育用パソコン等は、卒業や新宿区立学校への転学や進学をする際は、在校していた学校に速やかに返却してください。返却された教育用パソコン等は初期化のうえ、次年度の新入生などに引き継いで利用します。

6 事故等があった場合

教育用パソコンを利用中に以下の事項が発生した場合は、学校又は問い合わせ窓口に報告をしてください。

- ・ 教育用パソコン等を破損若しくは、紛失したとき、又は、盗難の被害にあった場合
- ・ ユーザ ID やパスワードが第三者に漏れた可能性がある場合または、ユーザ ID やパスワードが分からなくなった場合
- ・ 教育用パソコンが正常に動作しない場合
- ・ データの改ざん、抹消、不正使用、無権限者のアクセス、コンピュータウイルスの侵入等、それらのおそれのある事実を発見した場合

7 費用の負担

教育用パソコン等に以下の事項が発生した場合は、教育用パソコンの修理に要する費用又は、再調達にかかる費用を保護者に負担していただく場合があります。

- ・ 教育用パソコン等を紛失又は、故意による毀損等をした場合
- ・ 貸与期間が終了しているにもかかわらず、教育用パソコン等の貸与された物品を返却しない場合
- ・ アプリ内課金及びインターネット上での金融決済等、「教育用パソコンの禁止事項」に掲げる目的外使用によって損害が発生した場合

8 費用負担の減額と免除

- ・ 費用負担については、新宿区教育委員会が特に必要と認めた場合は教育用パソコンの修理に要する費用又は、再調達にかかる費用を減額又は、免除します。

教育用パソコンの貸与に伴う個人情報の利用と保護について

新宿区立小中学校では、児童・生徒 1 人に 1 台貸与する教育用パソコンを利用し、クラウドサービスを使ったオンラインの学習活動を実施しております。また、ご家庭等からも教育用パソコンやクラウドサービスの操作方法等をご相談いただけるようサポートデスクを設置しています。

保護者の皆様におかれましては、クラウドサービス、サポートデスクにおける個人情報の利用目的や保護対策等についてご理解いただくとともに、児童・生徒のオンライン学習活動実施時の遵守事項についても、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 クラウドサービスについて

クラウドサービスの活用にあたり、児童・生徒のアカウントを発行いたします。学習 e ポータルなどのクラウドサービスを活用することで、児童・生徒は自身の学習内容の履歴を積み重ねて学習することができ、教職員は児童・生徒一人ひとりの理解度にもとづく指導を行うなどの取り組みが可能となります。

- (1) 児童・生徒が利用するクラウドサービスは次のとおりです。(※()内はサービス提供事業者)
 - ・ Microsoft Office 365 サービス (Microsoft)
 - ・ Apple Account (Apple)
 - ・ SKYMENU Cloud (SKY(株))
 - ・ ミライシード ((株)ベネッセコーポレーション)
 - ・ まなびポケット (NTT コミュニケーションズ(株))
- (2) クラウドサービスを利用するためには、児童・生徒ごとにそのサービスを利用するためのアカウントを作成する必要があります。アカウントの作成にあたり、教育委員会は児童・生徒の氏名、パスワードなどの児童・生徒に関する情報を各サービス提供事業者に通知します。
- (3) 各サービス提供事業者は収集した児童・生徒の個人情報をクラウドサービスの提供、製品の改善、開発、トラブル対応などの目的で利用します。これは、クラウドサービスに保存された児童・生徒のデータを、事業者が自由に利用できるということではなく、各サービス提供事業者の正当な事業運営のため（問い合わせ対応やアカウント管理、サイバー攻撃への対処等）にのみ、使用・処理するということです。
- (4) 各サービス提供事業者は上記（2）のほかに児童・生徒が入力したデータを収集・保存します。
- (5) 各サービス提供事業者は、児童・生徒が保存データを積極的に削除した場合や、児童・生徒が卒業・転学等の事由により新宿区立学校外に転出した場合、教育委員会が本サービスを解約した場合には個人情報を削除します。
- (6) 各サービス提供事業者は、①個人情報保護対策（「電気通信事業法」「個人情報保護法」を遵守する等）、②情報セキュリティ対策（ISMS 認証等の第三者認証取得）等の適切な安全対策を行っています。
- (7) 各サービス提供事業者はサービス提供の処理の一部を外部の処理者に委託することがありますが、当該処理者も各サービス提供事業者と同等以上のセキュリティや機密性保持に関するデータ保護対策を義務付けられており、サービス提供事業者が監督を行います。

(8) 各サービス提供事業者の個人情報取扱等に関する詳細は次の Web ページからご覧ください。

Microsoft	Apple	SKY (株)	(株) ベネッセ コーポレーション	NTT コミュニケー ションズ (株)
				

※ 事業者名をクリックすると、Web ページにアクセスできます。

2 サポートデスクについて

教育委員会では、教育用パソコンやクラウドサービスの活用を推進するにあたり、操作方法や故障・紛失などの問い合わせに対応するための行うサポートデスクを設置しています。問い合わせに正確に対応し、なりすましなどの不正利用を回避するため、問い合わせ者児童・生徒のご本人確認を行います。

- (1) サポートデスクの運用事業者は東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本) です。
- (2) サポートデスクの運用事業者は、児童・生徒の学校名、氏名、端末番号等を確認したうえで、問い合わせに対応します。
- (3) サポートデスクの運用事業者は、問い合わせ対応のために上記 (2) の情報を適正に使用・処理します。
- (4) サポートデスクの運用事業者は、教育委員会と個人情報保護、情報セキュリティ対策について、業務を履行するうえでの秘密保持条項を付した契約を締結しています。
- (5) サポートデスクの運用事業者は、教育委員会との契約終了時には業務の履行にあたり収集した個人情報を削除します。
- (6) サポートデスクの運用事業者は、①個人情報保護対策 (「電気通信事業法」「個人情報保護法」を遵守する等)、②情報セキュリティ対策 (ISMS 認証等の第三者認証取得) 等の適切な安全対策を行っています。
- (7) サポートデスクの提供事業者はサービス提供の処理の一部を外部の処理者に委託することがありますが、当該処理者も各サービス提供事業者と同等以上のセキュリティや機密性保持に関するデータ保護対策を義務付けられており、サービス提供事業者が監督を行います。

3 児童・生徒のオンライン学習活動実施時の遵守事項

- (1) 第三者の侵入を防止するため、学校から通知される「ユーザ ID」「パスワード」やその他のアカウント、URL 等は他の人に教えないようにしてください。
- (2) プライバシーの保護のため、クラウドサービスやビデオ会議システムなどのツールを利用する際に、個人情報 (児童・生徒ご自身や他の人を含む家庭の状況や住所等が特定できる情報もの) を入力しないよう留意してください。
- (3) カメラで他の人や他の人の所有物の写真・動画を許可なく撮影しないよう留意してください。

問い合わせ先 新宿区教育委員会事務局 教育指導課 学校 ICT 推進係 TEL : 03-5273-4113

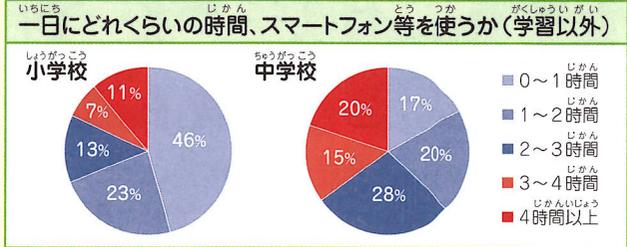
ほごしゃみなさま
保護者の皆様へ

けいたいでんわ りようじつたい
～携帯電話・スマートフォンの利用実態から～

新宿区教育委員会では、小学校4年生から中学校2年生までを対象として、携帯電話・スマートフォンの利用に関するアンケートを実施しています。
(※令和5年度抽出校小学校9校、中学校4校)

アンケート結果を見ると、「家庭で決めている約束」として、「個人情報教えない」「知らない人とは会わない」「課金をしない」との回答が多く、各ご家庭で保護者とルールを決めて、スマートフォン等を使用している児童・生徒が多いことが分かります。

一方で、「1日に学習以外でどのくらいの時間、自分専用のスマートフォン等を使用するか」の質問に対しては、「3時間以上使用する」と回答した児童は全体の18%、生徒は35%いて、この数値は年々増加しています。ご家庭の状況や個人差もありますが、スマートフォン等の画面を見ている時間が長いと、体に悪影響を及ぼす恐れがあります。



区立学校では、全校で情報モラル教室出前授業を行うなど、情報モラル教育を推進しているところです。ご家庭でも、お子様と一緒に安全・安心なスマートフォンやタブレット端末等の使い方について今一度考えていただきますようお願いいたします。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法・平成30年2月1日付、一部改正)には、保護者の責務として次のようなことが示されています。

- 子どものインターネット利用状況を適切に把握する。
- フィルタリング等の利用により、子どものインターネット利用を適切に管理する。
- 子どもがインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- 不適切な利用により、売春、犯罪の被害、いじめ等の様々な問題が生じることに留意する。

そう だん まど ぐち
相談窓口

ひとりで悩まず、困ったときは、すぐに家族や先生に相談しましょう。下の相談窓口にも相談できます。

いじめの相談電話 新宿子どもほっとライン

03-3232-2070
月曜日～金曜日 午後5時～午後10時
土・日・祝日 昼12時～午後10時
(年末年始 12/29～1/3)



東京都 いじめ相談ホットライン

0120-53-8288 (24時間)

「24時間子供SOSダイヤル」

0120-0-78310 (24時間)

東京子どもネット・ケータイのトラブル相談「こたエール」

0120-1-78302 (祝日を除く)
月曜日～土曜日 午後3時～午後9時

24時間
(メール相談) <https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp>

〈都庁ネットトラブル相談〉
LINE アプリからQRコードを読み取り



相談ほっとLINE@東京
LINE アプリからQRコードを読み取り



ココロにマナーと約束を。
～正しく使おうスマホ・タブレット～



目が痛い… 眠たい…
なんだかイライラする…



皆さんはこんな風を感じることはありませんか?

大変! 私のことがインターネットに載っている!



ちょっとぐらい…いい写真だし…とSNSに載せたものが大変なことに

え!? これって犯罪なの!?



好きなキャラクターの画像をダウンロードしただけなのに…!

生活や学習に欠かせない
スマートフォンやタブレット端末
安全で上手な使い方について
家庭でも話し合いました

新宿区教育委員会

ルール・マナーを守ろう！

スマートフォンやタブレット端末を正しく安全に使うためには、一人ひとりがルールやマナーを守ることが大切です。スマートフォンやタブレット端末を使う時には、お家の人と次のチェック項目について確認しましょう。

使用時間・内容・場所を決めて

- 一日の使用時間を決めている。
- 自分がどんなことにどれくらいの時間使っているのかわかっている。
- 寝る直前にスマートフォンを見ることはしていない。
- スマートフォンを見ながら道を歩いたり、自転車に乗ったりしていない。

個人情報大切に

- 自分の電話番号やメールアドレス、SNSのID・パスワードなどを教えていない。
- 友達や他の人のID・パスワードでログインしていない。
- 自分や友達の個人情報(名前・住所・学校名)や写真は、ネットに公開していない。

自分のために 相手のために

- メッセージを書き込む時などは、必ず読み返している。
- 嘘をついたりデマを流したりしていない。
- 他人になりすまして情報を発信していない。
- ダウンロードした画像など、他人の著作物について許可なく発信していない。
- 違法なアップロードやダウンロードはしていない。
- インターネットで知り合った人とは会っていない。
- 「我が家のルール」を決めている。

おうちの人と確認しよう！ 話し合おう！

スクリーンタイムに気を付ける

スマートフォンやタブレット端末、ゲーム機等のコンピューターの画面を見ている時間を「スクリーンタイム」と言います。この時間が長くなると、目が乾く、体の一部が痛くなる、ぐっすり眠れないなど、体に悪い影響が出ることがあります。健康のために、次のことに注意することが必要です。

- 部屋や画面の明るさを調節する。
- 椅子の高さや画面の位置を調節して、正しい姿勢で使う。
- 30分に1回は画面から目を離して休憩する。
- 目が乾かないように瞬きしたり、ストレッチなどをして体をほぐしたりする。

犯罪につながる行為について、子どもたちに伝えていきましょう！

不正にID・パスワードを取得し、他人の管理ページやアカウントに侵入すると、不正アクセス禁止法違反となります。また、無断でコンピュータデータの改ざんや破壊を行う行為は、電子計算機損壊等業務妨害罪に当たります。小学生の段階から、犯罪につながるようなインターネット等の使い方をしないよう、子どもたちに理解させていくことが重要です。



ネット依存・ゲーム依存



スマートフォンを使った友だちとのやり取りやゲームが楽しく、夢中になりがちです。メッセージが来たら「すぐに返事しないと、仲間外れにされてしまう」「無視したと思われてしまう」などの不安が出てきて、スマートフォンを片時も手放せなくなることもあります。また、「もう少しだけ…」とゲームを続けた結果、常にゲームをしていないと落ち着かないような状態になることもあります。

長時間の利用は、睡眠不足になり、授業に集中できなくなる原因になります。さらにひどくなると、いつもイライラしたり、きげんが悪くなったりします。使すぎないようにルールを決めましょう。

我が家のルール

第2期タブレットパソコン（2025年度以降）初期ログインについて

新規配布後のログインは、各自でお願いいたします。

新規配布のタブレットパソコンは「teacherinst」名になっていますので左下の「**他のユーザー**」をタッチし、ユーザー名欄にお子さんの ID、パスワード欄にパスワードを入力後、Enter キーを押してください。

設定が整うまで、時間も電力もかかります。

デスクトップに、10 個程度のアイコンが表示されたあとも、設定がしばらく続きます。

充電ケーブルをつないだまましばらく（数十分～ひと晩）放置させてください。

<初期設定のアイコン> 順不同

- 1 ごみ箱
- 2 まなびポケット
- 3 Google 翻訳
- 4 Google Chrome
- 5 Microsoft Edge
- 6 Microsoft Teams (work or school)
- 7 学校内図書検索
- 8 四谷第六小学校内共有 (児童・生徒用)
- 9 新宿区子ども相談フォーム

デスクトップに表示される

アイコンの数は児童によって異なりますが左の 9 個は初期設定のものになります。

アイコンが無い、白アイコンがある等は、次の登校日に、担任へその旨を伝えてください。

もしも「One Drive を設定」画面が表示されたら

メールアドレスが表示されていたら → サインイン をタッチ

メールアドレスが表示されていなければ → ID を入力後、続けて@g.shinjuku.ed.jp を入力
(たとえば s12r01n099@g.shinjuku.ed.jp)
サインインをタッチ → パスワードを入力

もしも「まなびポケット」で学校コードの入力を求められたら

7 2 3 9 2 と入力後、「次へ」を 2 回タッチしてください。

もしも自宅で「まなびポケット」などが開けなかったら

右下の  (電波マーク) をタッチ → SoftBank (LTE) が青色ではなかったらタッチして青色にする。
「切断済み」だったら → > マークをタッチ → SoftBank 切断済み → **Windows で接続を維持する** の をタッチし にする → しばらく待ち、**接続済み** になれば OK。「まなびポケット」を再度開いて確認する。
☆念のため、次の登校日に、担任にお知らせください。

もしも「Google Chrome」で、「ヤフーきっず」が表示されなかったら

もしも「Microsoft Teams (work or school) 」でアップデートを求められたら

次の登校日、担任にお知らせください。校内 I C T 担当が設定いたします。

ログインができなかった等がありましたら、

次の登校日に担任へその旨を伝えていただければ、学校でログインサポートいたします。

やくそく タブレットパソコンの約束

ひとり一人に一台タブレットを配布し、学習に利用していきます。みんなが安心、安全にタブレットを利用できるように「タブレットパソコンの約束」を守り、効果的にタブレットを使っていきましょう。

① 学習に関係することにだけ使用する。

(タブレットがどこにあるか、いつ、どのように使ったのかという記録は全て残り、学校や教育委員会が確認することができます。)

② 相手が傷つくような使い方はしない。

③ タブレットパソコンを大切に扱う。

④ ID・パスワードは、絶対に他の人に教えません。

⑤ タブレットのパスワードや色設定などは、変更しない。

タブレットは借りている物です。期限が来たら返却をします。大切に扱きましょう。

【学校】

- ① タブレットパソコン、キーボード、ペンは、毎日へ持って来ます。(低学年は指定された日)
- ② 使わないときは、教室の決まった場所に片付けます。
- ③ タブレットは授業中に使用します。休み時間や放課後に使うときは、先生に相談します。
- ④ カメラの機能は、先生の許可を取って使います。人を撮影するときは、その人に許可をもらいます。

【家庭】

- ① お家の人と約束した時間内で、家庭学習をします。
- ② タブレットパソコンの充電は、家で毎日します。
- ③ 家庭学習以外では、使いません。
- ④ こわれたり、失くしたりした場合、次の日に担任の先生に伝えます。

保護者の皆さまへ

新宿教育委員会より児童一人一人に教育用パソコンが貸与され、今後の学習に活用していきます。児童には、この「タブレットパソコンの約束」をもとに、大切に使うことを指導していますが、ご家庭においてもお子さんと一緒にお読みいただき、「タブレットパソコンの約束」を守れるようご協力をお願い致します。

操作方法でお困りの場合

サポートデスク 0120-558-146 (平日8:00~19:00)

機器の不具合・故障、紛失・盗難等

四谷第六小学校 03-3358-3767 (平日7:45~17:15)